

(別紙様式 2)

## 平成 22 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案)

都道府県名： 北海道

農業委員会名： 佐呂間町農業委員会

平成 22 年度の目標及び達成に向けた活動計画を作成し、平成 22 年 7 月 1 日～7 月 31 日の間、活動への意見を農業者の方よりお聞きした結果、ご意見がありませんでしたので、次のとおり活動計画を策定いたします。

佐呂間町農業委員会 電話；01587-2-1290 FAX；01587-2-3368(役場総務課)

### 促進等事務

#### 1 認定農業者等担い手の育成及び確保

##### (1) 現状、課題及び平成 23 年度までの目標

現 状	農 家 数	207 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち 主 業 農 家	207 戸	176 経営	0 法人	0 団体
	農 業 生 産 法 人 数	7 法人			
課 題	農家戸数の急激な減少や担い手の高齢化が進行する中、本町農業の安定的な発展や地域の活性化を図る上で、現状の農業に対する理解を促進し、後継者はもとより新規参入者の積極的な受け入れを図り、意欲と能力のある多様な人材を育成・確保を図ることが緊急かつ重要な課題となっている。				
平成 23 年度 までの目標	認定農業者		特定農業法人	特定農業団体	
	186 経営		— 法人	— 団体	

※ 初年度は、平成 23 年度までの目標については記入不要

##### (2) 平成 22 年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
平成 23 年度までの目標案	— 経営	— 法人	— 団体
目 標 案	5 経営	0 法人	0 団体
活動計画案	認定農業者、農業生産法人の育成・確保を早急に進めるため、認定農業者の経営改善への取組のフォローアップ、農家師弟の農家への就農のための支援、高齢者が受け入れやすい野菜等の施設栽培手法や農作用の省力化の推進への条件整備を図り労働年齢の延長と労働力不足への対応。		

## 2 担い手への農地の利用集積

### (1) 現状、課題及び平成 23 年度までの目標

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	7,164 ha	6,631 ha	92 %
課 題	最近の農用地の移動状況は、売買、賃貸いずれも件数、面積とも増加傾向にあり、高齢農家の増加傾向、後継者不足、将来の農業への先行きに対する不安などから、離農等による農用地の過剰傾向、非効率利用農地の増加が懸念される。		
平成 23 年度 までの目標	これまでの集積面積	目 標	合 計
	6,631 ha	50 ha	6,681 ha

※ 初年度は、平成 23 年度までの目標については記入不要

### (2) 平成 22 年度の目標案及び活動計画案

平成 23 年度までの目標案	集積面積	- ha
目 標 案	集積面積	20 ha
活動計画案	農地の有効活用に向けた農地情報の収集・公開や農地の利用集積・有効利用を図るための活動を支援・促進する。経営規模の拡大にあたっては、機械による効率的な作業を図るため極力農地の分散化を防ぐこととする。	

## 3 耕作放棄地の解消

### (1) 現状、課題及び平成 23 年度までの目標

現 状	管内の農地面積	耕作放棄地の面積	耕作放棄地率
	7,164 ha	4.7 ha	0.06 %
課 題	担い手の高齢化、労働力不足、農地の受け手の不足、特に生産性の低い農地を受け手が無く残る傾向が見られ、農畜産物価格の低迷等の理由により今後も耕作放棄地の発生は避けられないものと思われる。		
平成 23 年度までの目標	これまでの解消面積	目 標	合 計
	0.3 ha	4.7 ha	5 ha

### (2) 平成 21 年度の目標案及び活動計画案

平成 23 年度までの目標案	解消面積	- ha
目 標 案	解消面積	4.7 ha
活動計画案	農業振興地域内の農用地、特に集団的なまとまりのある農用地については、これまでとおり極力当該地区以外も含めてあっせんの対象とし、農業振興地域内の農用地であっても、山林に接した傾斜地で将来的にも農地としての継続しての有効利用が認められないと判断される農地については、山林等に転用することにより林業資源として有効活用を図る。	

※1 目標案は、当該年度における耕作放棄地の解消の目標面積

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

※3 平成 23 年度までの目標案は、平成 23 年度末の解消面積の目標案とし、初年度のみ記入

#### 4 違反転用への適正な対応

##### (1) 違反転用の状況

違反転用の状況	件数	0	件	面積	0	ha	主な用途
---------	----	---	---	----	---	----	------

##### (2) 平成 22 年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	農地法に基づく農地転用許可制度は、国土の計画的かつ合理的な土地利用を促進する観点から、農業と農業以外の土地利用計画との調整を図りつつ、優良農地を確保することによって、農業生産力の維持と農業経営の安定を図ることとする。
活動計画案	転用申請事案については、従前同様、転用前、事後の現地確認を必ず行うこととする。

※ 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

#### 5 農地パトロール

##### (1) 平成 22 年度の活動計画案

活動計画案 (実施時期、体制、実施回数等)	あっせん地区内においては、担当地区を日常業務と合わせて担当農業委員が随時実施し、事務局へ報告。案件がある場合 8～9 月の総会終了後実施。
--------------------------	---

※ 活動計画案は、詳細かつ具体的に記入

#### 6 農地情報の整備と共有化

##### (1) 平成 22 年度の活動計画案

農地基本台帳の情報の更新に関する活動計画案	随時実施
共有化に関する活動計画案	個人情報に留意しつつ今後検討する

※ 活動計画案は、詳細かつ具体的に記入